

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 55 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、申立人の 55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 1 月に国民年金に任意加入しました。55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を前納しましたが、社会保険事務所の記録では 55 年 8 月から 56 年 3 月までの分が還付されているということでした。

私が昭和 55 年 9 月から 56 年 12 月まで夫の海外出張に同行して国内に居住していなかったのは事実ですが、海外在住者が国民年金被保険者適用除外ということと、その分の保険料が還付されたことを知ったのは、平成 19 年 11 月です。

住民登録が抹消された住所に還付通知が郵送されたとは考えられず、帰国後、そのような郵便物を読んだ記憶もありません。また、還付金は受領していません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 4 月 18 日に前納していたことが確認できる。また、社会保険庁の記録では、申立期間の保険料は還付となっており、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳には「還付 55.8～56.3 まで 29,190 円(喪失)55.10.6」の記述がある。

しかし、海外在住に伴う転出及び転入の手続を A 市(旧 B 市)で行ったとする申立人の夫は、申立人の国民年金の資格喪失及び還付に関する手続は

行っていないとしており、海外在住のため、還付に関する通知書等を受け取ることができなかったと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月については、社会保険庁の記録上は被保険者とはなっていないが、戸籍の附票及び申立人が所持する当時のパスポートにより日本国内に在住していたことが確認でき、当該月は国民年金の被保険者となる月であり還付する理由は見当たらず、同月については納付済みとする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 55 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料は申立人に還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月まで(昭和37年度については、納付済みの記録がある3か月を除く。)の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から39年3月まで(昭和37年度については、納付済みの記録がある3か月を除く。)

父の死後、家の中を調べたところ、父の年金証書の中に古い書類がありました。それを見ると、母の納付記録に未納となっている期間はありませんでしたが、父の納付記録は未納となっている期間がありました。当時、家の中のことはすべて母が行っており、母の性格上、自分の分だけ納付するという事はあり得ないと思います。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金法の施行時より国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている。

また、申立人の保険料を納付していたとするその妻の納付記録は、申立期間を含めて国民年金加入期間を通じ未納期間は無く、夫婦で納付意識が高かったと認められ、申立人にのみ未納期間があるのは不自然である。

さらに、申立人については、同一年度内に納付済みと未納の期間が混在しているときに本来保存されなければならない被保険者台帳(特殊台帳)が存在していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和37年4月から39年3月まで(昭和37年度については、納付済みの記録がある3か月を除く。)の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間について、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。62 年 3 月に結婚し、A 町役場の年金担当課へ結婚に伴う手続に行ったところ、国民年金保険料が未納のところがあると言われたので、未納の部分をすべて調べてもらい、未納となっていた 61 年 6 月から 62 年 2 月までの保険料 6 万 3,900 円を主人がすべて納付しました。国民年金保険料が未納となっているところは無いはずです。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 62 年 3 月に結婚した際に B 市（旧 A 町）で国民年金保険料が未納になっているとされた 61 年 6 月から 62 年 2 月までの 9 か月の保険料を一括して納付したとしており、当該期間の保険料は同年 7 月に納付されたことが、申立人の所持している領収書で確認できる。

さらに、申立人は、昭和 60 年 3 月に会社を退職後、62 年 3 月に結婚するまでの間は、61 年 4 月に住所を移転しているほかは生活状況に特段の変化は無かったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 38 年 5 月まで

私の国民年金資格取得日は昭和 38 年 6 月 1 日となっているが、妻は 36 年 11 月 21 日の資格取得となっている。

高校卒業後、姉の事業を手伝っていたので、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、姉の事業が会社組織になった昭和 40 年から厚生年金保険に加入している。

国民年金は結婚後の加入なので資格取得日が妻と別々であることは考えられない。妻と一緒に資格取得し、同時に納付していたと思うので申立期間は加入期間のはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、妻並びに申立人の両親、姉及び弟夫婦と同居し、姉が経営する事業を弟と一緒に手伝っていたと述べており、国民年金被保険者に該当しない両親を除き、申立人を含む 5 人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 8 月 26 日に連番で払い出されている。しかし、これら 5 人は、国民年金制度発足時に全員が 20 歳以上で、かつ、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、国民年金の資格取得日については、35 年 10 月 1 日となっているのは姉一人のみで、申立人が 38 年 6 月 1 日、申立人の妻が 36 年 11 月 21 日、弟夫婦が 38 年 4 月 1 日で、各人の資格取得日が区々となっていることに合理的な理由が見当たらず、不自然である。

また、申立人を含む 5 人の納付年月日が確認できる昭和 38 年度及び 39 年度の保険料の納付状況をみると、未加入となっている申立期間を除いて、ほとんどが現年度で、かつ、ほぼ同一年月日に納付されていることが確認

できることから、加入手続及び保険料の納付については、家族一体で行われていたことが推察できる。

しかしながら、申立人以外の4人の納付記録は申立期間の一部である昭和38年4月分から確認できるが、それより前の36年4月から38年3月までの期間は申立人以外の4人も未納期間又は未加入期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 8 月まで

社会保険事務所に上記申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金の加入及び納付の事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、申立期間については、A 市、B 市、C 市及び D 町において国民年金保険料を納付していた。

間違いなく納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 8 月までについては、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び D 町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、49 年 10 月 1 日に払い出され同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した基礎年金番号に未統合の記号番号が存在し、保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

一方、昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月までについては、申立人が国民年金保険料を納付していたと主張する A 市、B 市及び C 市に対し、申立人の国民年金加入記録について照会したが、いずれの市においても申立期間に係る加入記録は存在しておらず、別の手帳記号番号が払い出されたことが確認できる資料は見当たらない上、国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情も存しない。したがって、これらの期間は国民年金に未加入の期間であったものと考えられる。

また、申立人は、B 市内の郵便局で納付書により保険料を納付したと主

張しているが、B市及び同市内のE郵便局に照会した結果、申立期間当時、郵便局ではB市の国民年金保険料の納付書を取り扱っていなかったとの回答を得ている。

その他の周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和49年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所に上記申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金の納付の事実が確認できない旨の回答を得た。

しかし、その当時は、亡くなった母が私の老後を心配して国民年金に加入させた上、漏れなく納付してくれていたはずである。

私が持っている国民年金手帳には、申立期間の一部は納付済みの印が押印されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった申立人の母親が国民年金保険料を資格取得時（20歳に達した月）から 46 年ごろまで納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き 60 歳に達するまで完納されている。しかも、申立人は、41 年に結婚した後も 46 年ごろまで、母親が申立人の妻の国民年金保険料も納付してくれていたと主張しているところ、妻の国民年金保険料は、結婚後厚生年金保険に加入する 46 年 6 月まで完納されており、母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間のうち昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月の欄に A 町（現在は、B 市。以下同じ。）の検認印が押印されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和 38 年 3 月 30 日に払い出され、20 歳に達する日にさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されているが、A 町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、38 年 6 月 3 日に、資格取得

時から 37 年 3 月までの国民年金保険料がさかのぼって納付されていることが確認できることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年2月28日に、同支店における資格喪失日に係る記録を45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年2月から同年10月までは6万円、44年11月から45年3月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から45年4月1日まで

私は、昭和23年4月にC社（現在は、A社。）に入社し、53年1月に退職するまでの間、継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の同社B支店D営業所及びE営業所に勤務していた期間について厚生年金保険に加入していないことが判明した。A社に在職中は、途中で退職したことや他の関連会社等に出向したことは無かったので、申立期間に厚生年金保険に加入していないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に申立期間継続して勤務し（社会保険の適用上は、昭和44年2月28日に同社F支店から同社B支店、45年4月1日に同社B支店から同社G営業所に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の人事記録（F支店、D営業所）における給与額と社会保険庁の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和44年2月から同年10月までは6万円、44年11月から45年3月までは

8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年2月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 21 日まで
平成 19 年 11 月 2 日に社会保険事務所から昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 21 日まで勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給しているとの回答があったが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。
社会保険事務所に対して支払明細書の控えを求めたが、証拠書の控えが無いと回答され、納得がいかない。
私は、勤務先は 1 社だけではなかったし、脱退手当金の手続をした記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む約 300 名の被保険者について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同時期（昭和 47 年度から 49 年度まで）に資格喪失した者は 18 名であるが、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示がある者は申立人を含め 4 名（すべて脱退手当金支給記録あり）と少数で、4 名のうち 1 名については資格喪失から支給決定までの期間が 1 年を超えている。

また、申立人と同時期に資格を喪失した同僚に、退職時の同社からの脱退手当金の説明の有無について照会したところ「会社からは何も説明は受けなかった」と証言している上、脱退手当金の支給を受けた同僚は「脱退手当金の手続は自分でした」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は同社とは別の記号番号の 3 社に勤務しているが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をそ

の計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が請求したとするならば、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答をもらいました。

当時20歳を何か月か過ぎていましたが、A市役所に父と一緒にいき、後からでも払えるということで加入の手続をしました。郵送で納付書が届き、1回ずつ郵便局で納めましたが、アルバイトをしている間の分がすべて未納になっています。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はA市で払い出されているが、国民年金手帳記号番号が申立人の前後に払い出されている国民年金の任意加入者及び第3号被保険者は、平成元年5月から同年6月までの間に資格を取得していることから、申立人は、このころに国民年金加入手続が行われたものと推測され、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、保険料の納付については、申立人が何年何月から何年何月までの何か月間の保険料を納付したかを覚えていないなど、納付に関する記憶が曖昧であり、納付状況等は不明である。

加えて、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から同年8月まで

国民が強制的に支払義務のある国民年金保険料について、私は、申立期間当時に説明を受け、納付用紙に従い確実に納付いたしました。ただし、立証できる書類等は全くありません。

申立期間の後2回にわたり、就職、退職をしていますが、その時には国民年金を納付しております。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成4年7月10日であり、申立期間は未加入期間である。また、申立人が加入手続を行ったのは、A市が保管している国民年金被保険者名簿（電算記録）から4年11月5日ごろと確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降はA市に居住しており、ほかに別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年7月まで

私は、昭和46年5月に結婚した後、周囲の勧めもあって国民年金に加入しました。申立期間の保険料は、1期から4期に分かれた納付書を使い、銀行の窓口で納付していました。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の任意加入手続を行ったのは、A市が保管している国民年金被保険者名簿、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持している年金手帳から昭和50年8月15日と確認できる。任意加入については、加入手続の日からさかのぼって資格取得をすることができないことから、申立期間の保険料は納付できない。

また、申立人は、年金手帳を1冊しか所持したことがないとしている上、申立期間に居住していたB市及びA市からは申立期間の国民年金加入記録が無い旨の回答があり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで
平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、全額申請免除（学生免除）期間になっているとの回答をもらった。
当時、私は短期大学生であったが、母が私の保険料を納付しており、私も母も学生免除に係る申請をした覚えは無い。学生免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は母が納付していたと主張しているが、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母は、申立期間に係る国民年金保険料を最初の1か月分ないし2か月分は役場窓口で、その後は、1か月分ないし2か月分をまとめて役場内に設置されている銀行や町内の銀行で納付したと主張しているが、申立期間におけるA町及び銀行の国民年金保険料に係る収納事務は電算処理となっているため、一連の電算処理の過程で連続して不適切な事務処理が行われたとは考えにくい。

さらに、当該全額申請免除（学生免除）については、社会保険事務所から、承認通知書及び追納勧奨状が発出されることになっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から44年7月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、保険料の納付事実が確認できなかったとの回答があった。

この期間は納税貯蓄組合を通じて納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月8日に払い出されており、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によれば同年8月14日に資格取得（任意加入）していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が納付したとする納税貯蓄組合は、平成13年度に廃止され関係資料等は存在していないため、当時の納付状況等を確認することはできず、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から50年3月まで
申立期間については、亡き義父が納付してくれていた。
義父からは、私と亡夫の分の年金保険料をきちんと納めていると聞いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行っていたとされている申立人の義父も既に亡くなっており、当時の納付状況を把握することができない。

また、申立人は、義父が申立人と申立人の亡夫の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間については亡夫も未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から61年3月まで

私が、20歳になる1か月ぐらい前に、A市役所の嘱託職員が自宅に国民年金加入の勧奨に来た。

そのとき、私は大学生だったが、母親が国民年金の加入手続をした。

毎月、A市の自宅に嘱託職員が集金に来て母親が保険料を納めていた。

当時は領収書は交付されず嘱託職員が持ち歩くノートに書き留めていたと記憶しているが、保険料の額は覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「20歳になる1か月ぐらい前に、A市役所の嘱託職員が自宅に国民年金加入の勧奨に来て、母親が国民年金の加入手続をした」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時、同居していた申立人の弟（昭和37年生）の手帳記号番号と連番で61年3月2日以降に払い出されており、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、上記オンライン記録によれば、申立人と同時に国民年金に加入した申立人の弟の保険料も昭和61年4月から納付されていることが確認できる上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間及び50年8月から同年12月までの期間並びに60年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和50年8月から同年12月まで
③ 昭和60年6月及び同年7月

国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

保険料は妻の分と一緒に納付しており、妻は、未納期間が無いので、自分も未納期間は無いはずである。

当時は、共済組合の事務を担当していたので、ほかの人より年金については理解している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和52年11月25日に払い出されていることから、申立期間①、及び申立期間②の一部については時効により納付できない期間であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として昭和52年10月16日と記載されている上、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）でも、52年10月から保険料を納付した事跡が記載され、新規取得の表示も確認できる。

さらに、申立期間のすべてについて、社会保険庁のオンライン記録では未加入期間となっており、また、A町（現在は、B市）が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても、国民年金に未加入のため納付は不要であることを表す「⊕」が表示されている。

加えて、申立期間のすべてについて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から61年3月まで
社会保険事務所へ国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間については、未加入との回答を得た。
自分としては、国民年金をやめた記憶が無く、加入していると信じているので、再度調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を有していない上、保険料を納付したことの記憶も無い。

また、A市（現在は、B市）が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）では、喪失年月日が「56・2・12」と記載され、納付の状況欄には、昭和56年2月から61年3月まで斜線が引かれ「本月まで無資格」との表示がある。

さらに、上記喪失年月日の記載は社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立期間については、未加入の期間であり、保険料の納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの期間、58年4月から61年3月までの期間、62年1月から同年3月までの期間、平成9年2月から同年3月までの期間及び11年1月から13年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から50年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで
④ 平成9年2月から同年3月まで
⑤ 平成11年1月から13年1月まで

国民年金保険料の納付はすべて妻が行っていたが、A町に住んでいたときは、郵便局の総合口座から自動振替で納付した。支払が困難なときは免除申請をしていたので未納は無いと思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻は、B区で所在不明となって昭和45年4月から保険料が未納となり、その後、妻については46年ごろにC市で、申立人については51年ごろにD市でそれぞれ所在が判明したことにより、妻については昭和46年度分から、申立人については50年度分からそれぞれ保険料の納付が再開されていることが認められる。しかも、D市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても、申立人は、50年8月11日にB区からD市に転入し、50年度から納付書が発行されていることが確認できる。したがって、申立期間①については、申立人は不在被保険者として、納付勧奨を受けることはなかったものと考えられる。

また、申立人は、保険料の納付はすべて妻に任せていたとか、自ら納付していたと供述しているところ、申立期間②については、妻とは離婚して独身中の期間であるし、申立期間③については、再婚した妻も未納となっている。そして、申立期間④及び⑤については、再婚した妻とは離婚した

後の期間であって外国籍の女性と婚姻しているが、当該女性が国民年金に加入した形跡はうかがえない。

さらに、申立期間⑤については、申立人は、A町の住民票の除票によれば、平成11年1月24日にD市へ転出したことになっているが、D市の住民票の除票によれば、同年11月22日にE国から転入したことになっており、この間は外国に居住していたと推察されるところ、D市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、外国居住に起因すると思われる強制加入から任意加入への種別変更等の入力処理が13年3月26日に行われていることから、それまでは納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月から 19 年 6 月 1 日まで

私は、労働者年金保険（現厚生年金保険）の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。

A社には、昭和 18 年 1 月から勤務しており、仕事も事務職ではなかったことから、申立期間について労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する被保険者台帳から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿並びにA社が保管する被保険者台帳から、申立人の当該事業所での資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日と確認できる。

また、昭和 19 年 5 月 31 日以前の労働者年金保険法では、工場や炭鉱に勤務する男子労働者（一般事務職員を除く。）のみが労働者年金保険の被保険者とされており、申立人は当初庶務課に所属していたことを勘案すると、申立期間は労働者年金保険の被保険者には該当しなかったものとも考えられる。

さらに、同僚等からの証言を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 11 日に A 社に入社し、系列、同族会社である B 社を経て、42 年 9 月 21 日に、系列、同族会社である C 社に異動しました。ところが、C 社での資格取得が 42 年 11 月 1 日となっており、申立期間が未加入期間となっています。

私は、社命により異動しただけなのに、知らない間に資格取得日が変更されているようです。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 社での雇用保険加入期間は、昭和 42 年 9 月 21 日から 46 年 10 月 31 日までとなっており、申立期間は C 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C 社の厚生年金保険新規適用年月日は昭和 42 年 11 月 1 日となっており、申立期間はそれ以前の期間である。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票では、申立人の B 社での資格喪失日が昭和 42 年 9 月 21 日、C 社での資格取得日は同年 11 月 1 日となっている。

さらに、申立人と同時期に B 社から C 社に異動した同僚 7 名の厚生年金保険加入期間は、いずれも申立人と同様であることから、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは言い難い。

加えて、D 社（旧 B 社）では、人事記録等の資料が無く、C 社も昭和 54 年 12 月に法令によりみなし解散していることから、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 12 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 2 月まで

昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 12 月までの期間は、A 社 B 営業所で販売の仕事に従事し、60 年 9 月から 61 年 2 月までの期間は、C 市内の D 駅前にあった E 社商品の取扱店の F 社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同名及び類似名称の事業所においても厚生年金保険の加入記録は見当たらないとの回答を得た。

保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、正社員として健康保険や雇用保険にも加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録はない。

申立期間①について、A 社及び同社の健康保険組合には、申立期間当時の資料は保存されていない。

また、A 社では、「申立期間当時の販売員は基本的に歩合給であり、一定の成績に達しないと社会保険に加入させていなかったのも、通常、1 年未満では一定の成績に達するのは困難であったようです」としている。

さらに、A 社では、申立てに係る「B 営業所」は実在しないので「G 支

店」と思われるとしていることから、申立人が勤務した可能性がある同支店及び同社H支店について、社会保険事務所が保管している被保険者原票を確認したが、申立期間の前後に資格を取得した被保険者の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人がC市内のD駅前に所在したとするF社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同名称の事業所は、C市では商業登記されていない。

また、申立期間当時において厚生年金保険適用事業所になっていた当該事業所と同名称の事業所（I市に1社所在）及びE社の被保険者を確認したが、社会保険庁の記録では、申立人の氏名は見当たらない。

なお、上記2事業所では、申立人が勤務したとするC市内のD駅前に支店・営業所が存在したことは無いとしている。

さらに、申立人は、当該事業所名と本社の所在地の記憶が曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和54年11月1日から61年2月13日まで国民年金に加入し、この間の保険料を完納している。

このほか、申立期間①②共に、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 58 年 10 月まで

A社に昭和 52 年 10 月から 58 年 10 月まで勤務した期間の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入者名簿に被保険者記録は見当たりませんでしたとの回答があった。

この会社では、10 時から 17 時までのパートタイマーとして勤務しており、当初は販売の仕事をしていましたが、その後会計の仕事に変わった。

採用の際、収入は扶養控除の対象から外れない程度でとの話はあったものの、厚生年金保険加入を条件に勤務することに決めたので、当然加入していたと思っていたし、私名義の健康保険証で通院した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に同じパートタイマーとして勤務したとする複数の同僚は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び申立人と一緒に勤務していたとしていることから、申立期間当時、申立人は当該事業所に勤務していたものと推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の夫の被保険者原票を確認したところ、申立人は、申立期間当時、夫の健康保険の被扶養者となっている旨の記載がある上、申立期間当時の同僚の一人は、「当時 20 名程度いたパートタイマーの中で、夫の扶養家族を抜けて厚生年金保険に加入していたのは、自分と申立人以外の同僚一人しかいなかったと思う」旨の証言をしている。

さらに、当該事業所は既に解散し元事業主も亡くなっているため、申立

期間当時の資料を入手することができず、当該事業所における申立人の雇用保険加入記録も無い。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立期間の前後に資格を取得した被保険者の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 9 月 16 日まで
昭和 40 年 4 月 1 日に入社して 48 年 6 月 1 日に退職するまで継続して A 社に勤務していたが、45 年 10 月 1 日から 46 年 9 月 16 日までの被保険者記録が未加入となっている。申立期間は、同社 B 営業所に従事していた期間であり、途中で会社を辞めたことは無いし、健康保険証も継続して所持していた。給料明細等はないが、厚生年金保険被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料はない。

また、A 社が保管する履歴簿によると、「昭和 45 年 9 月 30 日願いにより社員を免ずる。退職手当金 100,800 円を給する」と退職した旨の記載があり、45 年 10 月 1 日資格喪失とする社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、昭和 46 年 9 月 16 日資格取得とする社会保険事務所の記録は、事業主が保管している人事資料と一致していることから、事業主により申立人の資格の得喪届がそれぞれ提出されたものと推定される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 2 日から 46 年 8 月 1 日まで
昭和 43 年 12 月から、A社に就職し、しばらくは作業員として働いたが、免許を取得した後、職種が変わり、50 年 4 月まで勤務した。
社会保険事務所に当該事業所での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は未加入であるとの回答があったが、採用当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、厚生年金保険料の控除の有無について申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 46 年 8 月 1 日、喪失日は 50 年 4 月 12 日となっており、46 年 7 月 31 日以前に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、「現場で採用され、その後、現場所長から勧められて昭和 46 年 3 月と同年 7 月に免許を取得した」としており、現場所長からは、「申立人を作業員として現場で採用した。現場採用の作業員は日給月給制で、厚生年金保険に入ることはなかった。申立人は、免許を取得して 46 年 8 月に社員になった」との証言が得られた。

加えて、A社からも、「当社では、現場採用の作業員は厚生年金保険には加入させていなかった。申立人が社員となった昭和 46 年 8 月 1 日の時点で厚生年金保険に加入させた」との回答が得られた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から29年12月末日まで
A社(後に、B社。以下同じ。)に勤務した昭和27年5月から29年12月までの厚生年金保険加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料はない上、厚生年金保険料の控除の有無について申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年8月1日であることが確認できる。

さらに、当該事業所の同僚から「B社は、昭和32年8月1日より前は、健康保険に加入していなかった」との証言を得ていることから、申立人は、申立期間において健康保険と厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推定される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月から 32 年 2 月まで
② 昭和 32 年 5 月から同年 8 月まで

昭和 31 年 10 月から 32 年 8 月までの期間、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険加入期間は 32 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日であるとの回答を得た。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、確かに申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料はない上、勤務期間及び厚生年金保険料の控除の有無について申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 32 年 3 月 1 日、喪失日は同年 5 月 1 日となっており、同年 2 月 28 日以前及び同年 5 月 2 日以降に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当該事業所は、平成 8 年に解散（全喪）していることから、申立人の雇用や保険料控除の事実を確認することができない。

加えて、当時の社長及び同僚に照会しても、申立人の勤務期間や一緒に勤務していたことについての具体的な記憶は無いとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。